

# 公立丹南病院組合病院事業会計における

## 令和3年度の資金不足比率を公表します

平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、公立丹南病院組合病院事業会計における令和3年度の資金不足比率を次のとおり公表します。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公立丹南病院組合病院事業会計	—	20.0

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。

### ※ 資金不足比率

公営企業（病院事業）の資金不足を、診療報酬等の料金収入等の規模で示される「事業規模」と比較して指標化し、公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

このように、公営企業の経営状況を、それぞれの「事業規模」に対する資金不足額の規模で表したのが「資金不足比率」であり、この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足額を解消することが困難になりますから、公営企業としては経営状況に問題があることとなります。

令和3年度における公立丹南病院組合の公営企業会計（病院事業会計）の資金不足比率については、資金不足額が生じておらず、資金剰余の状態であり、良好な経営状況となりました。

公立丹南病院組合告示第3号

令和3年度公立丹南病院組合病院事業会計の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、公立丹南病院組合病院事業会計における令和2年度の資金不足比率を次のとおり公表する。

令和4年8月25日

公立丹南病院組合  
管理者 佐々木 勝久



記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
公立丹南病院組合病院事業会計	—	20.0

備考 資金不足額がない場合は、「—」と記載しています。